

# 滋賀県介護職員研修受講支援事業費補助金【令和6年度】

県では、介護サービス事業所における職員の研修受講や資格取得を支援し、介護未経験者を含む幅広い人材の新規参入やキャリアアップによる定着促進を図ることにより、介護人材の確保を進めることを目的として、介護員養成研修と実務者研修の受講料を対象とする補助事業を実施します。

対象法人・事業所の皆様には、上記の目的を御理解のうえ、事業所における人材確保・育成・定着の一層の推進のため、当補助金を有効に御活用いただきますようお願い申し上げます。

## 《手続の流れ》

### 1 交付条件等の確認

#### (1) 補助対象事業者

- ア 居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
- イ 地域密着型サービスを行う事業
- ウ 施設サービスを行う事業（法改正により新たに規定された介護医療院サービスのほか、廃止までの経過措置期間が延長された介護療養施設サービスを含みます。）
- エ 介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
- オ 地域密着型介護予防サービスを行う事業

#### (2) 補助対象となる研修

次の研修のうち、事業実施年度（令和6年度）内に修了するもの

- ア 介護員養成研修（介護職員初任者研修、生活援助従事者研修）
- イ 実務者研修

#### (3) 補助対象経費

次の経費のうち、補助対象事業者が事業実施年度（令和6年度）内に負担したもの（受講者1名につき上限100,000円）

- ア 補助対象事業者が研修機関に直接支払った受講料
- イ 従業者等が負担した受講料に対して補助対象事業者が支払った支給金

#### (4) 補助額

受講者1名ごとに補助対象事業者が負担した補助対象経費の2／3相当額（1,000円未満の端数切り捨て）

#### (5) 留意事項

次に該当するときは、補助の対象となりません。（事後に判明した場合は、交付決定の取消しや補助金の返還等が生じる場合があります。）

- ア 研修途中で受講を中止した場合など事業実施年度内に研修を修了できなかった場合
- イ 当該受講料について、他からの助成・貸付等（滋賀県社会福祉協議会が実施する介護福祉士実務者研修受講資金貸付のほか、研修機関からの受講料の

キヤッショバック等を含む。) を受けている場合

\*必ず当事業にかかる事業実施要綱、補助金交付要綱を御確認ください。

\*要綱・様式等は、県ホームページ（医療福祉推進課）に掲載しています。

## 2 交付申請書の提出

補助金交付要綱の別記様式第1号により交付申請書を作成し、原則として事業開始（研修開始または受講料負担のいずれか早い日）の1月前までに県医療福祉推進課あて提出してください。事後に申請があった場合には補助金の対象とできませんので、御注意願います。

当補助金については、当課に申請書が到着した順に申請を受け付けることとし、先着順に予算の範囲内で交付する予定です。そのため、予算を超える申請があった場合は、申請内容が適正であっても交付できないことがあります。

\*予算超過による受付停止は県ホームページ（医療福祉推進課）でお知らせします。

## 3 交付決定

県が交付申請の内容を審査し、要件を満たしている場合に交付決定を行います。

## 4 補助事業の実施

経費の支出（事業者から研修機関への受講料の支払または従業員への支給）は、交付決定日以降に行ってください。

研修受講中の職員の退職、研修受講中断等の理由により、予定どおり補助事業を実施できない場合は、変更交付申請書を提出いただく必要がありますので、速やかに県医療福祉推進課まで連絡してください。

## 5 実績報告書の提出

研修修了後30日以内または令和7年4月10日のいずれか早い日までに、補助金交付要綱の別記様式第3号により実績報告書を提出してください。

職員が研修機関に受講料を支払い、事業者が職員に受講経費を支給している場合は、支給金にかかる領収書の写しだけでなく、職員が支払った受講料についても領収書の写しなど受講料の額および支出の事実が確認できる書類を添付してください。

## 6 補助金の支払

県において実績報告書を確認し、額の確定を通知します。その後、請求書を提出いただき、補助金を支払います。事業計画段階での概算払いは行いません。

## 7 介護福祉士の資格等取得者の届出制度の周知啓発

平成29年4月から、介護福祉士資格を保有する方は離職時に都道府県福祉人材センターに届け出ることが努力義務とされたほか、経営者は届出が適切に行われるよう必要な支援を行うことが努力義務とされています。

当該届出制度では、離職中の介護福祉士資格所有者だけでなく、在職中の方も含め、介護職員初任者研修、実務者研修等を修了した方につきましても、届出を行う

ことにより福祉人材センターから情報提供を受けることができます。

つきましては、本事業による支援を受けて研修を修了された方を含む従業員の皆様に積極的に届出を行っていただけるよう、制度周知に御協力をお願いします。

なお、届出は、社会福祉法人全国社会福祉協議会・中央福祉人材センターが運営する専用サイト「福祉のお仕事」(<https://www.fukushi-work.jp/todokede/>) からでも可能です。

#### 【届出制度に関するお問い合わせ先】

名称	住所	電話番号	FAX 番号
滋賀県介護・福祉人材センター くさつセンター	草津市大路 1-1-1 エルティ 932(3 階)	077-567-3925	077-567-3928
滋賀県介護・福祉人材センター ひこねセンター	滋賀県彦根市大東町 2-28 アルプラザ彦根 コーディータウン内(4 階)	0749-21-6300	0749-21-6205

#### 8 その他

今後、受付の停止や運用上の留意点にかかるQ & A その他の連絡事項がある場合には、県ホームページ（医療福祉推進課）に掲載することとしますので、交付申請等の手続前に予め御確認いただきますようお願いします。

#### 9 書類の提出先・お問合せ先

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課介護・福祉人材確保係  
〒520-8577 大津市京町四丁目1－1  
電話番号：077-528-3597／FAX：077-528-4851  
e-mail：[ed00@pref.shiga.lg.jp](mailto:ed00@pref.shiga.lg.jp)

※電話でのお問い合わせは県庁の執務時間内（12:00～13:00 を除く）にお願いします。

※メールでのお問い合わせの際には、タイトルに「介護職員研修受講支援事業費補助金」にかかる質問である旨明記してください。